

ハーグ条約加盟で

4/1/2014

何がどうなる？



ハーグ条約加盟を目前にしてー

ハーグ条約加盟で何がどうなる？

前号ではハーグ条約の概要について説明しましたが、今回は、実際に起こりうる事例を紹介しながら、ハーグ条約の趣旨について、またハーグ条約の根本にある理念についてお話ししたいと思います。

【事例】

日本人J子さんは米国人Aさんと5年前に結婚。J子さんは夫と3歳になる娘と米国在住であった。AさんとJ子さんは数年前から夫婦仲が悪化し、現在は離婚に向けて話し合い中であった。J子さんは米国では学歴も職歴もなく、また英語での意思疎通も困難であるため米国で経済的に自立するのは無理だと感じ、夫に黙って娘と一緒に日本に帰国してしまった。

【日本と外国の法律の違い】

日本では離婚後は母親が親権・監護権を取ることが大多数であることと、またJ子さんのケースのように離婚前の「子連れ別居」は一般的に容認されていることから、J子さんが取った行動はとりわけ深刻な問題ではないように感じられるかもしれません。特にJ子さんのよう

に子どもを抱えて海外で経済的に自立して生活するのが困難だと思われる状況では、日本に帰国するのが最良の道のように思えます。しかし、共同親権者である父親に無断で子どもを連れ去ることが刑法に反する行為だと見なされる米国では、J子さんの行為は誘拐罪という重大な犯罪行為になります。

【ハーグ条約加盟以前】

「子どもの連れ去り」の問題は、このように日米間に社会的・文化的認識に大きな隔たりがあり、国際的なルールなしには解決が非常に困難です。現に、日本のハーグ条約加盟前の段階では、事例の父親Aさんが子どもを取り返そうとしても、現在子どもがいる日本の法律制度に基づいて返還を求められず、現実問題として返還を実現するのは大変難しい状況です。また、日本では子どもと離れて暮らしている親は子との面会・交流権を保護する法律制度がないために、もしJ子さんが父親の子との面会を拒否すれば、父親Aさんは子どもと会うことができな



ないかもしれません。

【加盟するとどうなる？】

それでは、日本がハーグ条約に加盟すると何がどうかわるのでしょうか。ハーグ条約ではまず原則として子を元々居住していた国に返還することを義務付けています。片方の親の許可なしに国境を超え子を連れ去ることは子の利益に反すること、また、子どもの養育については子の元の居住国の司法機関で

判断されるべきであるという考えに基づいています。二つ目の原則は、両方の親と継続的な交流を持ち続けることは、子どもにとつて利益になるという考えから、ハーグ条約の締結国は子どもが両親と交流を得られるように支援することを定められています。

【理念に同意すること】

最後に、ハーグ条約については「子の返還」ということのみが注目されがちですが、ハーグ条約の根本にある理念や価値観を理解しておくことは大切でしょう。ハーグ条約は、その前文に「子どもの最善の利益」の重要性について記しているように、子どもの幸せを第一と考える条約です。子どもはそれぞれの親と人とし

ての交流・関係を継続的に持ち続ける権利があること、この権利は父母と異なる国に住む子どもにも保障されること、そして、子を不法に他国に連れ去ることは子どもの人権侵害であること、というような考え方を基にしています。日本がハーグ条約の加盟国になるといふことは、こういった理念をきちんと理解し受け入れることでもあります。

(JBライン：田嶋)

一つ一つの問題に丁寧に対応するために、外務省および一部の領事館ではHP上で相談窓口を開設しています。また日本語学校PTAイベント企画、JBラインとBlue Sox主催、総領事館、日本人会後援で、**一月十八日(土) 午前十一時より4時まで**、ボストン日本語学校3階レクチャールームで、「国際結婚とハーグ条約を考える」アウトリーチミーティングを開催します。求められる支援を検討するために、皆さんの疑問や意見を交換できる貴重な機会です。奮ってご参加下さい。

JBラインの簡単な紹介などは、かわら版本号の裏表紙の内側を「らんく」をご覧ください。